

しょうがい
障害の
ひと ひと
ある人もない人も

とも あゆ
共に歩み

しあわ
幸せに

く
暮らすための
いばらきけん じょうれい
茨城県づくり条例

いばらきけんしょうがいしゃさべつそうだんしつ せっち
茨城県障害者差別相談室を設置しております

こま せんもん そうだんいん たいおう
◆困ったときは専門の相談員が対応します◆

☎029-246-6049

FAX=029-246-6048

メール=s-sohdan@bz04.plala.or.jp

うけつけじかん げつようび きんようび しゅくじつ ねんまつねんし のぞ
受付時間=月曜日～金曜日 9:00～17:00(祝日、年末年始を除く)

しゅわつうやく ようやくひっき ひつよう ばあい らいしつまえ そうだん
手話通訳、要約筆記などが必要な場合には、来室前にご相談ください。

ちやくせつ らいほう そうだん う つ
◆直接ご来訪でのご相談も受け付けております◆

ばしょ み と し せんばちよう いばらきけんそうごうふくしかいかん かい
場所 = 〒310-0851 水戸市千波町 1918 茨城県総合福祉会館 2階

こうきょうこうつうきかん りよう ばあい
〈公共交通機関をご利用の場合〉

みとえききたぐち ばんの ば かんどうつどう やく ぶん
JR水戸駅北口6番乗り場より、関東鉄道バスで約20分。

けんふくしかいかんまえ げしゃ
「県福祉会館前」下車

じかようしゃ ばあい
〈自家用車でおこしの場合〉

ちゅうしゃじょう
駐車場がございます。

くわ いばらきけんそうごうふくしかいかん らん
詳しくは茨城県総合福祉会館のサイトをご覧ください。



「障害者権利条例」をご存知ですか？

I
M
A
G
I
N
E

困ったときは ご相談ください

障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための
茨城県づくり条例（障害者権利条例）が施行されています。
あなたの周りは大丈夫？

● 差別的取扱いとは

そのバリア（障壁）
と
取り除きませんか？



病気や怪我などの理由で、日常生活に制限がある人を「障害がある」ことだけを理由に不当な扱いをすることです。また、障害のある人が社会生活を営むうえでバリアとなっているものを、重すぎる負担でないのに取り除かないことを言います。

● 合理的配慮とは

暮らしやすい茨城へ



障害のある人やその家族が暮らしやすいよう、環境や考えを変えていくことです。大変なことを急に必要はありません。段差をなくす、わかりやすく内容を説明する、道に物を置かないなど少しの工夫だけで障害のある人もない人も暮らしやすい社会はつくれるのです。

「障害者権利条例」が施行されています



こんなことがあった、これって差別なの？

- 車いすを利用していることを理由に入店を断られた
 - 耳が不自由であることを伝えたのに放送で呼び出された
 - 障害があることを理由に賃貸契約やクラブの入会を断られた
- などの困った経験はありませんか？



障害者差別相談室に聞いてみよう！

そんなときのために茨城県では「茨城県障害者差別相談室」を設置しています。電話、メール、直接のご来訪などで、差別に関する困ったことを相談してください。相談室には専門の相談員が常駐しています。安心してご連絡ください。



私たちが差別の解消をうながします！

必要に応じて私たち相談員がみなさまのもとに伺い、差別に関するご相談に乗らせていただきます。みなさまと相手方との間に立って事実をきちんと調査し、合理的配慮の提供についてご提案します。ご本人だけでなくご家族などのご相談も承ります。

